# 乗用車等でガソリンを運搬する場合の 運搬容器に関する法令改正について

令和5年9月19日付けで、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示により、 乗用車等(運転席等と荷室が同一のワゴン・バン・ワンボックスカー等を含む。以下同じ。)で ガソリンを運搬する場合の運搬容器に関する基準が改正されました(令和6年3月1日施行)。 この改正に伴い、乗用車等でガソリンを運搬する場合に、一定の条件を満たすプラスチック容 器での運搬が可能となりました。

### <乗用車等でガソリンを運搬する場合>









#### 【改正前】

最大容積220以下の<u>金属製容器</u>でのみ 運搬可能



※ 運転席と荷室が同一でないトラックやトラック などの荷台で運搬する場合は、最大容積100以下の プラスチック容器での運搬が可能でした。



## 【改正後】(令和6年3月1日から)

金属製容器に加えて、<u>UN規格\*に適合した最大容積 100以下のプラスチック容器</u>(プラスチックドラムを除く)でも運搬が可能となりました。(写真は一例)





※ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合している ことが認められていることを示す表示<u>「UN」</u>及び容器記号<u>「3H1」</u> の表示があるもの。



参考: 令和5年9月19日付 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の公布について (https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/230919\_kiho\_249.pdf) ※右のQR コードからもアクセスできます。



#### 危険物を運搬する際の遵守事項

● 容器のフタは確実に閉める。● 容器の収納口を上に向け、落下・転倒・破損しないように固定する。 ※このほかにも、運搬の基準が定められていますので、法令を遵守し、安全に運搬を行いましょう。 (参照法令:消防法第16条、危険物の規制に関する政令第28条~第30条、危険物の規制に関する規則第41条~第47条の3)

問合せ先:消防本部予防課 危険物係 № 0957-62-5857

